

内閣府、総務省、法務省、
○外務省、財務省、文部科学省、令第
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、号

国土交通省、環境省

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）を実施するため、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

外務大臣 茂木 敏充

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第四十一条第一項から第四項までの規定に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定

内閣府、総務省、法務省、

める命令（平成十四年外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号）第五条の規定にかかわらず、別記

国土交通省、環境省

様式によることができる。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

写
真

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付
年 月 日限り有効

都道府県知事（市町村長・区長） 印

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、裏面に記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。